

## 別添 1

### あいりケアスクール介護職員初任者研修(通信・通学)学則

#### (事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

有限会社アット

名古屋市西区玉池町 255 番地

#### (目的)

第2条 高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した良質の介護サービスを提供するため、必要な知識、技能を有する介護職員を養成することを目的とする。

#### (実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信・通学形式）

#### (研修事業の名称)

第4条 研修の名称は次のとおりとする。

あいりケアスクール介護職員初任者研修 5月コース 通信形式

#### (実施場所)

第5条 研修は次の場所で開催する。

名古屋市西区玉池町 2 1 2 番地

#### (研修期間)

第6条 研修期間は、令和4年5月9日から令和4年6月16日までとする。

#### (講師)

第7条 講師の氏名および職名は講師一覧（別添）のとおりとする。

#### (受講対象者)

第8条 研修の受講対象者は、以下を全て満たすものとする。

- (1) 義務教育を修了した方
- (2) 介護職員として介護サービスに従事しようとする方、または従事している方
- (3) 心身ともに健全である方
- (4) 当社により本研修の受講が適当と認められた方

#### (受講者の本人確認の方法)

第9条 申込時に運転免許証、健康保険証、住民票、パスポートのいずれか1つの提示によって本人確認を実施する。

#### (定員)

第10条 受講定員は、1講座あたり10名とする。

(受講申込手続)

第 11 条 本研修の受講申込み手続は次によります。

- (1) 受付期間 : 令和 4 年 4 月 27 日より
- (2) 締 切 り : 定員になり次第締め切り又は開講日の 7 日前
- (3) 受講料の納入: 指定の期日までに受講料を納入すること。受講料領収後、教材ほか発送とする。

(受講料及び必要な費用)

第 12 条 研修参加費用は次のとおりとする。

受 講 料 : 55,000 円 (税込・テキスト代込) とする。(テキスト代: 6,213 円 税込)

納付方法: 一括納入とする

納付期限: 受講料納付通知書を受けてから 2 週間以内とする。

※納入済みの受講料など、原則返金いたしません。

但し、下記の方は受講料を値引くことができる。

- (1) 2 名以上同時に申込みされた方は受講料を各々 5,000 円割引する。
- (2) 本講座修了生の紹介により申込みされた方は受講料を 5,000 円割引する。
- (3) 当社職員の紹介により申込みされた方は受講料を 5,000 円割引する。
- (4) 近隣地域 (比良西、比良、大野木、山田学区) にお住まいの方で、弊社が適当と認めた方は受講料を 5,000 円割引する。

・受講生の自己都合により受講の中止をされた場合、受講料の返金を行わないものとする。

(開講の順延又は中止)

第 13 条 開講受付日から開講開始日の 2 週間前迄に申込者が 5 名に満たなかった場合は、開講日の順延又は中止する場合がある。受講料については、第 14 条(2)の規定により返金又は本人の希望により次回の研修受講費として充当することができるものとする。

(解約条件及び返金の有無)

第 14 条 受講申込手続終了後の返金はずぎのとおりとする。

- (1) 受講者からの解約の場合
  - イ、開講の 10 日前迄に電話での連絡を必須とする
  - ロ、開講当日以降は理由の如何を問わず受講料は返還しない
- (2) 事業者からの解約の場合
  - イ、研修応募者が 5 名に満たなかった場合は全額を返金する

(研修欠席者に対する補講等の取り扱い)

第 15 条 原則として研修の欠席は認めない。ただし、やむを得ない事情があると認められたものについては、当社実施の補講を受けることにより、当該科目に出席したものとみなすことができる。なお、補講時間の上限は全体の研修時間の 1 割以内とする。

この場合の補講料は次の通りとする。

補 講 料 : 補講を必要とする受講者は 1 時間 2,000 円 (税込) とする

※納入済みの補講料は原則返金いたしません。

(遅刻、早退、欠席の取り扱い)

第 16 条 研修開始から 15 分以内の遅刻は、終了後 15 分の補講をする。早退については、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(使用テキスト)

第 17 条 研修に使用する教材はつぎのとおりとする。

介護労働安定センター 介護職員初任者研修テキスト

(研修カリキュラム)

第 18 条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添 3 のとおりとする。

(科目の免除)

第 19 条 介護職員等として以下の実務経験を有する者はスクーリング科目の一部を免除することができる。

- (1) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者「介護業務に従事した期間が 365 日以上でありかつ 180 日以上介護等の業務に従事した者」(実務経験証明書の提出があった場合に限る。)は「職務の理解」を免除することができる。
- (2) 平成 25 年 4 月 1 日以降に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」第 2 号に掲げる研修の 2 級課程を修了した旨の証明書の提出できるものに関しては、「認知症の理解」を除く全科目を免除することができる。

(研修修了の認定方法)

第 20 条 以下の規定をすべて満たしたものを修了者として認定する。

- (1) 本学則第 18 条に定めるカリキュラムをすべて履修
- (2) 介護技術の習得が講師により評価されている
- (3) 上記(1)～(3)を予め修めた上で修了試験を受け、その判定が A～D のうち C (70 点) 以上である

(受講の取消)

第 21 条 次の各号に該当するものについては、受講を取り消すことができる。

- (1) 遅刻を繰り返す者
- (2) 学習態度が著しい悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行う事ができない者
- (5) その他、講師が不相当とみなした者
- (6) 修了試験の合格点に満たず、再試験でも合格点に満たなかったもの

(修了者管理)

第 22 条 事業者は、修了者を修了者名簿に記載し、愛知県知事に報告する。

(修了証明書の交付)

第 23 条 第 20 条により修了をされたものは、当法人において介護保険法施行令第 3 条第 1 項に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 24 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「有限会社アット介護職員初任者研修講座修了証明書再交付申請書」および事務手数料 1,000 円を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報の取り扱い)

第 25 条 業務上知り得た受講者の個人情報は、講座運営に関してのみ利用し、それ以外の目的で利用しない。この守秘義務は、本研修が終了した後も継続する。

2 受講者においては、研修中に知り得た個人情報を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(苦情窓口)

第 26 条 本研修にかかわる苦情窓口は次のとおりとする。

あいりケアスクール TEL (052) 509-5135 担当：成田

(附則)

この学則は令和 4 年 4 月 27 日より適用とする。